

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARは、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合で採択した憲章（Charter）において、活動目的として以下の①～③を定め、その後、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に事務局が開設された。

(2) 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、平成 31(2019)年 3 月時点での加盟国数は、新たにフィリピン、ルーマニア、サウジアラビアを加えた 55 か国・地域となっている。

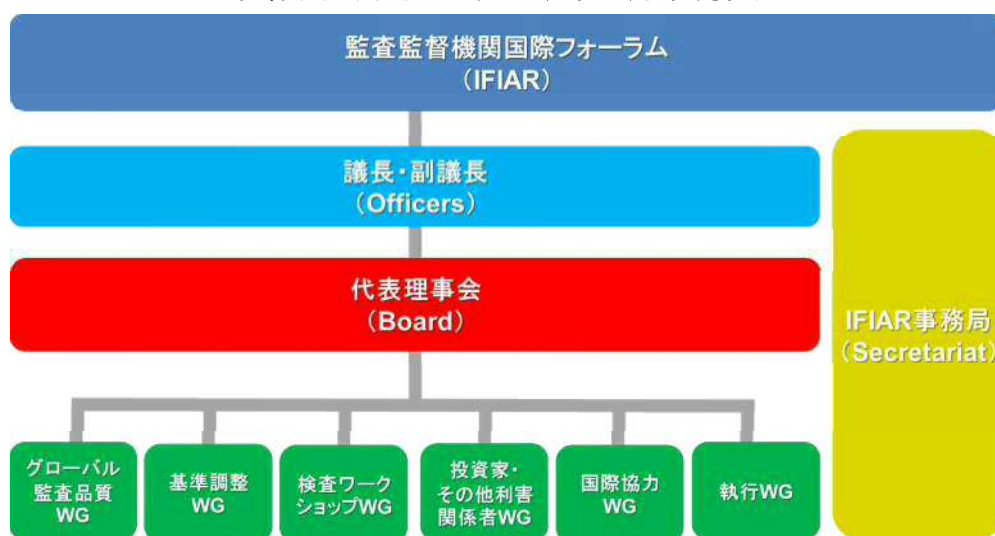
重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合 (Plenary Meeting) において行われる。本会合は、平成 30(2018)年 4 月のオタワ本会合まで、18 回の本会合が開催されている (P114 資料 4-3 参照)。

IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成 31(2019)年 3 月末現在、議長国はカナダ、副議長国はスイスとなっている。

平成 29(2017)年 4 月には常設的な事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、平成 31(2019)年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、(3) イにおいて詳しく述べる。

《IFIAR の組織図 (平成 31(2019)年 3 月末現在)》



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第 18 回オタワ本会合

平成 30(2018)年 4 月 17 日から 19 日までの日程で、第 18 回本会合がカナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board) の主催でオタワにおいて開催された (P106 資料 4-1 参照)。

当該会合では、我が国も代表理事国の一つとして策定に関与した初の中期戦略計画が承認されたほか、各国の会計不正事件等に伴う監査

法人の信頼性やイノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関する懸念といった問題意識が共有された。また、基準設定主体（国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants））の代表からは国際的な基準設定に係る事項やそれらがグローバルな監査品質に与える影響についての説明も受けた。さらに、6大監査ネットワーク（注）のCEOとは監査品質に関する議論を行った（P106資料4-1参照）。

（注）6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

（イ）代表理事会

平成27(2015)年、IFIARは国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成29(2017)年4月にIFIARは代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会(Advisory Council)は廃止された。代表理事会は、指名理事(Nominated member)8当局及び選出理事(Elected member)最大8当局の最大16名で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成29年4月のIFIAR本会合において正式に指名理事に就任した(任期は4年間)。

代表理事会においては、IFIARにおける戦略計画や、IFIARの業務運営等に関する議論を行っている。平成30(2018)年度においては、4月20日にオタワ会合が、9月27日及び28日にシドニー会合が、平成31(2019)年1月21日及び22日に東京会合が開催された。

（ウ）検査指摘事項報告書

IFIARは、平成24(2012)年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による6大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

なお、平成30(2018)年の第7回調査結果は、本年夏頃公表される見込みである。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質 (GAQ) ワーキング・グループ

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、6大監査ネットワークのメンバーファームの検査指摘率を平成27(2015)年との比較し、平成28(2016)年から平成31(2019)年の4年間で25%削減する取組を行っている。

また、当ワーキング・グループでは、監査人が直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を定期的で開催している。平成30(2018)年11月の第6回リスクコールから、米国に替わり我が国が議長を務め、会議を運営・進行した。

当ワーキング・グループ会合は、平成30(2018)年度においては、9月24日から26日までの日程でシドニー会合が、平成31(2019)年3月11日から13日までの日程でロンドン会合が開催され、監査法人のリスクマネジメントへの取組や指摘率削減に関する次の取組等について議論が行われた。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

IAASB及びIESBAが設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR検査ワークショップを開催している(P115資料4-4参照)。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは、平成19(2007)年の第1回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIARメンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降、検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第13回検査ワークショップ会合は、平成31(2019)年3月6日から8日の日程で、フランス会計監査役高等評議会(H3C: Haut Conseil du

commissariat aux comptes)の主催により開催され、日本を含め47か国・地域から160名の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官2名をパネリストとして派遣した。

(エ) 投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング内に投資家・利害関係者から構成される諮問グループ(Advisory Group)が設置されており、日本からは清原健弁護士がメンバーとなっている。

(オ) 国際協力ワーキング・グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み(MMOU)への加盟審査等を行っている。

MMOUについては、平成29(2017)年4月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む22の国・地域の監査監督当局がMMOUの署名当局となっている。

このほか、監査監督当局における監督カレッジの活用に関する調査等を行っている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

当ワーキング・グループは、IFIARのメンバーである各国監査監督当局を対象に、平成26(2014)年以来2回目となる執行体制に関連する調査を実施し(42当局が参加)、その結果を取りまとめた「執行体制に関するサーベイ報告書(2018年)」を公表した(P110資料4-2)。

当該報告書では、前回と今回の双方の調査に参加した当局のうち52%の当局において、処分や制裁の種類の追加等、新たな執行権限が導入されたことなどが示された。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

IFIARは、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関であり、我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のためには、産官学を挙げた支援が必要であった。このような背景から、我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係強化、事務

局の活動支援及び我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、平成28(2016)年12月、日本で活動するステークホルダーによる「日本IFIARネットワーク」が設立された(P116資料4-5参照)。

日本IFIARネットワークは、事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及びIFIAR要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARの取組の紹介を中心に活動している。

平成30(2018)年5月には第2回総会が開催され、同年4月のオタワ本会合の議論がネットワーク会員に紹介されるとともに、会員からは監査品質の向上に関する取組について報告があった。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIARへの参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の策定及び審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠の確認を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du commissariat aux comptes)
- ・中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている一方で、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の信頼性やイノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関する懸念に係る問題意識が各国の監査監督当

局間で共有されている。

このような中、審査会としては、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、国際機関や諸外国での監査を巡る議論についての的確に情報収集するとともに、監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

東京に事務局が置かれている IFIAR に対しては、円滑な運営に向け、金融庁とともに必要な支援を行うほか、各種会議等の IFIAR の活動への積極的貢献を通じ、グローバルな監査品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。また日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内へ還元することも必要である。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。